北海道医師会母体保護法指定医師取扱規程細則（抜粋）

（審査）

第６　審査方法と審査料等

１　医師指定のための審査は面接および書類審査とする。ただし、郡市医師会長・医育機関医師会長の意見書の提出をもって面接を省略することができる。

２　審査料は別表１のとおりとする。なお、第１５の指定書の「紛失」または「毀損」による再交付申請における確認、承認審査についても審査料（再交付手数料）を徴収する。

３　母体保護法指定医師研修会の受講料は別表２のとおりとする。

４　不服審査委員会における審査料はこれを要しない。

取扱規程細則第６の別表１

申請種類別審査料

１　新規指定審査料　　１５，０００円

２　再審査指定審査料　　１０，０００円

但し、医育機関医師会経由により申請の場合は、５，０００円

３　更新時審査料　　１０，０００円

４　再交付申請審査料　　５，０００円（消費税別）

取扱規程細則第６の別表２

母体保護法指定医師研修会受講料

会　員　無料

非会員　２０，０００円（消費税別）